

## Client Alert

2020年 5月

For further information, please contact:

**Brian Chia**  
Partner  
+603 2298 7999  
brian.chia@wongpartners.com

**Kherk Ying Chew**  
Partner  
+603 2298 7933  
kherkying.chew@wongpartners.com

**Ee Von Teo**  
Partner  
+603 2298 7810  
eevon.teo@wongpartners.com

**Calvin Koay**  
Associate  
+603 2298 7984  
calvin.koay@wongpartners.com

**Alexander Wong**  
Associate  
+603 2299 6522  
alexander.wong@wongpartners.com

日本語でのお問い合わせ  
**Yoko Inoue(井上 洋子)**  
+65 6434 2605  
yoko.inoue@bakermckenzie.com

## 条件付き活動制限令、規制期間中の日次報告義務

2020年5月4日から2020年6月9日まで(「**規制期間**」)の条件付き活動制限令の実施により、(禁止活動を除く)全ての経済分野及び事業活動は、一定条件および業界特定の標準運営手続(「**SOP**」: Standard Operating Procedures)の順守を条件に、事業再開が許可されている。

2020年5月20日、人的資源省の労働安全衛生部(「**DOSH**」: Department of Occupational Safety and Health)は、事業を再開した企業に対し、各事業に適用となるSOPの順守について、日次報告書提出の義務(「**日次報告義務**」)を発表した。日次報告義務は、2020年5月20日に施行された。

### 日次報告義務

日次報告義務は、従業員の安全、健康及び福利を確保するために雇用主と自営業者に一般的な義務を課す、1994年労働安全衛生法(「**OSHA**」: Occupational Safety and Health Act 1994)第15項に基づき、義務づけられている。

OSHAの第15項に違反した者は、最大マレーシアリンギット50,000の罰金及び/または最長2年間の禁固刑を科される。企業犯罪については、会社の取締役及び経営陣も同様の罰則を科される。

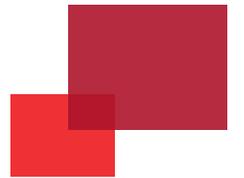
### 手続

規制期間中に事業活動を行う企業は、国際貿易産業省(「**MITI**」: Ministry of International Trade and Industry)が管理するCIMS 3.0システムにおけるオンライン書類に記入の上、日次報告書を提出する必要がある。

企業は、CIMS 3.0システムにアクセスする為のユーザーアカウント登録が必要となる。CIMS 2.0の為にMITIに既に登録している企業(例えば、活動制限令の規制期間中の事業許可の為)については、新規のユーザーアカウント登録は不要であり、以前のシステムの既存ログイン認証情報を使用して、新しいシステムにアクセスが可能である。

日次報告書を提出する際、企業は下記の情報を提供する必要がある:

- (a) 会社名;
- (b) 会社登録番号、規制ライセンス番号、専門家ライセンス番号、又は地方自治体登録番号(該当する場合);
- (c) 事業所の住所;
- (d) 業界分野;
- (e) コンプライアンス担当者の氏名、職務、連絡先;



- (f) 会社に適用される SOP;
- (g) 下記を含む、事業の予防策に関する確認:
  - (i) 調査中又は在宅隔離命令等の対象となっている従業員の有無;
  - (ii) 従業員の仕事内容に応じた適切な個人保護備品の提供;
  - (iii) 機能体温計の準備;
  - (iv) 事業所の入り口での体温及び COVID-19 症状のスクリーニング;
  - (v) 訓練を受けたスタッフによる体温スクリーニングの実施;
  - (vi) 従業員、顧客、訪問者の体温並びに氏名と連絡先番号の記録保持(これらの記録は、最低 3 年間保持する必要がある);
  - (vii) 施設内の入り口及びその他の適切な場所に手消毒剤及び消毒キットを配置;
  - (viii) 消毒を行う際、消毒剤や洗浄剤は安全な化学物質を使用するものを優先する;
  - (ix) 企業は、該当する SOP 要件に基づく日次頻度で消毒する;
  - (x) 従業員の移動に使用する車両は、該当する SOP 要件に基づく日次頻度で消毒する;
  - (xi) 最低一メートルの社会的距離が順守されている;
  - (xii) 企業は、従業員に対し、COVID-19 の予防及び管理措置に関する情報を提供; 更に
  - (xiii) 職場を良好に換気する。

[www.wongpartners.com](http://www.wongpartners.com)

Wong & Partners  
Level 21  
The Gardens South Tower  
Mid Valley City  
Lingkaran Syed Putra  
59200 Kuala Lumpur

最後に、企業は下記を公表する必要がある:

- (a) 建設分野で就労する、又は、セランゴール州又はクアラルンプールの連邦領土内で警備員として働く、全ての外国人労働者は COVID-19 検査を受診しているか(該当する場合); 更に
- (b) 従業員に COVID-19 感染者が出た場合、企業は、接触追跡調査において、保健省またはその他当局と支援、連携することに同意するか。

企業が複数の事業所を持つ場合、個別の日次報告書を提出する義務があることに留意されたい。

### 結論

企業は、関連当局による強制執行手続きを回避する為、日次報告書の義務を順守するべきである。マレーシア政府は、時折新しい要件や手続きを課す可能性がある為、企業は規制の進展に十分な注意を払う必要がある。

